

▼ I N D E X

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 JASDAQ チャンネル新着情報
- 3 新着アナリストレポートのご案内
- 4 上場会社動画配信情報
- 5 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

証券検査について(2)

今回は、「法人関係情報の管理」について説明したいと思います。

1. 概要

(1) 法人関係情報とは、

- i) 上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの
- ii) 公開買付け等の実施・中止の決定に係る公表されていない情報をいいます(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「業府令」という。)第1条第4項第14号)。

(2) 金融商品取引業者等は、その取り扱う法人関係情報に関する管理や顧客の有価証券の売買等に関する管理について、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じるよう求められています(金商法第40条第2項、業府令第123条第1項第5号)。

業務上知りえた法人関係情報が営業部店等に流れインサイダー取引に利用されることのないよう、チャイニーズ・ウォール(情報障壁)の再確認等、情報管理の徹底・充実が必要です。

(3) また、金融商品取引業者等又はその役職員は、法人関係情報を利用した次の

取引等は禁止されています。

- i) 有価証券の売買等やその媒介・取次ぎ・代理について、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為(金商法第 38 条第 7 号, 業府令第 117 条第 1 項第 14 号)。
- ii) 株式発行等の引受者の募集について、その募集する有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、必要な措置を講ずることなく、調査対象者等に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為(同項第 15 号)。
- iii) 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買等をする行為(同項第 16 号)。

なお、金融商品取引業者等又はその役職員は、顧客の有価証券の売買等がインサイダー取引規制(金商法第 166 条第 1・3 項, 第 167 条第 1・3 項)に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買等の受託等をする行為も禁止されています(同項第 13 号)。

2. 事例

証券監視委は、証券検査の結果、問題点が認められた金融商品取引業者等に対しては、検査結果通知書において問題点を指摘し、改善を求めるほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行っています。

法人関係情報の管理に関しては、最近、次のような事例が見られ、行政処分を求める勧告を行っています。

(1) S M B C 日興証券(株)に対する検査(平成 24 年 4 月 13 日勧告)では、法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況、法令違反行為を含む不適切な勧誘行為が認められました。

S M B C 日興証券(株)においては、その業務に関し A 社株式の公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に同情報を伝達し、また、同情報の厳格な管理について明確な指示をしていませんでした。その結果、少なくとも 21 営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前における A 社株式の公募増資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち 8 部店 23 営業員が 34 顧客に対し、同情報が公表される以前に同情報を提供して取得申込みの勧誘を行っていました。

当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し

法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っていましたが、その対応は不十分なものでした。

当社における上記行為のうち、法人関係情報を提供しての勧誘は、業府令第117条第1項第14号に該当するものと認められます。また、当社における上記のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、業府令第123条第1項第5号に該当するものと認められます。

(2)野村證券(株)に対する検査(平成24年7月31日勧告)では、

i)公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況が認められました。

具体的には、第1に、内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門が法人関係情報の管理、営業の実態把握、法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められました。

また、法令遵守態勢や法人関係情報の適正な管理態勢を構築・運用する責務を負っている役職員が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、不十分な対応に終始したことから、本件問題点を早期に把握・分析し、金融商品取引法の趣旨・目的に照らして適切な対応を取るという金融商品取引業者及び市場のゲートキーパーとして求められる役割を果たしていませんでした。(コンプライアンス態勢に係る問題)

第2に、機関投資家営業部署の職員が、同部署内において、収益第一主義の営業態勢等を徹底したことにより、法令遵守意識を欠落させ、公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていました。同部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考えから、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していました。(チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達)

第3に、機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていました。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していました。(セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得)

第4に、機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問

題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われていました。
(機関投資家営業部署内での情報共有)

ii) そのような状況のなか、有価証券の売買等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為など不適切な業務運営状況が認められました。

具体的には、第1に、法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたA部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下のB課長とともに、顧客に対し、同情報が公表される以前に、同情報を提供して甲社株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行っていました。

C部員も、同様に、乙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入手して、同情報が公表される以前に、顧客に対して同情報を提供して公募新株式の取得申込みの勧誘を行っていました。

第2に、社内アナリスト等から情報収集を行い、丙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入手したD部員は、顧客に対し、同情報が公表される以前に、同情報を提供して丙社株式の売買の勧誘を行っていました。

当社における上記i)のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務の運営状況にあるものと認められ、業府令第123条第1項第5号に該当するものと認められます。また、上記ii)のような法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為は、業府令第117条第1項第14号に該当するものと認められます。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>